

事 務 連 絡  
平成 26 年 6 月 4 日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

平成26年度診療報酬改定における経皮的冠動脈形成術  
及び経皮的冠動脈ステント留置術に係る届出について

平成26年度診療報酬改定については、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成26年厚生労働省告示第57号）等の関係告示等が公布され、その円滑な施行に御尽力いただいているところですが、経皮的冠動脈形成術及び経皮的冠動脈ステント留置術の届出については下記のとおりと致しますので、その取り扱いに遺漏なきを期されたい。

記

経皮的冠動脈形成術及び経皮的冠動脈ステント留置術については、平成26年度診療報酬改定により、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）第10部手術の通則4の規定により施設基準の届出が必要となったところであるが、当該施設基準について、各医療機関からの届出状況等に鑑み、平成26年4月14日時点において届出を行っていない医療機関であって平成26年6月30日（月）までに届け出た場合には、平成26年4月1日に遡って算定して差し支えないものとする。

